

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 1年（令和6年3月31日） |
| 有効期間 | 1年未満（令和4年10月31日） |

F . N o . 7 0 4 0 2 0 B
滋 交 企 甲 発 第 S 0 4 6 2 号
（ 地 交 規 交 指 合 同 ）
令 和 4 年 8 月 2 5 日

各 部 長
首 席 監 察 官
警 察 学 校 長
各 首 席 参 事 官 殿
各 参 事 官
各 所 属 長
各 監 察 官

滋 賀 県 警 察 本 部 長

令和4年秋の全国交通安全運動の実施について（通達）

令和4年中の当県における交通事故死者の抑止目標は37人であるところ、7月末で21人と前年同期と比較して減少しているが、今なお交通事故の惨禍にさらされる県民は後を絶たず、引き続き効果的な施策を推進していかなければならない。

このような情勢の中、下記のとおり、秋の全国交通安全運動が実施されることから、各所属においては、本運動の取組が真に効果の上がるものとなるよう職員に周知のうえ、効果的に推進されたい。

記

1 期間等

(1) 運動期間

令和4年9月21日（水）から同年9月30日（金）までの10日間

(2) 交通事故死ゼロを目指す日

令和4年9月30日（金）

2 運動重点

(1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- (2) 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- (3) 自転車の交通ルール遵守の徹底
- (4) 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県独自の重点）

3 運動重点等にかかる推進事項と県下統一行事等

(1) 運動重点等にかかる推進事項

別紙「運動重点等にかかる推進事項」の取組に加え、交通安全対策強化プラン「+7（プラス・セブン）」を推進すること。

(2) 県下統一行事等

| 実施日 | 行事名 |
|----------|---------------------------------------|
| 9月23日（金） | 飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日 |
| 9月26日（月） | 横断歩道利用者ファースト運動啓発日 近江路交通マナーアップ運動啓発日 |
| 9月30日（金） | 交通事故死ゼロを目指す日 |

4 留意事項

(1) 受傷事故防止の徹底

交通指導取締りをはじめとする交通街頭活動にあっては、装備資機材を有効活用するとともに、現場責任者の適切な指揮の下に実施するなど、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動や交通安全総点検を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも配慮すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の徹底

ア 新型コロナウイルス感染症対策として「三つの密（密閉空間・密集場所・密接場所）」を避け、クラスター感染発生リスクが高い状況を回避するとともに、飛沫感染等を防ぐため、マスクの着用、手洗い、アルコール消毒等の基本的な感染症対策を徹底すること。

イ 啓発行事の実施については、原則、県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」の方針に従い実施することとし、ボランティア等の参加については、代表者と十分に協議の上、参加人数を抑えるなど、県民の健康を守ることを第一とすること。

ウ 飲酒取締り時にあっては、運転者の酒臭を直接確認することなく、必ずアルコール感知器を使用するとともに、飲酒検知に使用した運転者の呼気を採取し

た風船等に触れる際は、手袋を使用し、専用の袋等を用いこれを廃棄すること。

(3) 交通ルール遵守の徹底等

警察職員は、交通ルールの遵守を徹底し、交通事故防止に努めること。また、模範的な運転マナーの実践にも努めること。

5 報告

(内部管理につき省略)

運動重点等にかかる推進事項

1 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

- (1) 横断歩道外の横断や車両等の直前直後の横断等の法令違反が多い実態を踏まえ、道路を横断するときは横断歩道を渡ること、信号に従うことといった基本的な交通法令遵守についての指導啓発を推進すること。
- (2) 歩行者が自らの安全を守る交通行動として、道路を横断するときは、運転者に対して横断する意思を明確に伝えること、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周りに気を付けることを促す交通安全教育等を推進すること。特に、高齢歩行者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に対応した安全行動を促す参加・体験・実践型の交通安全教育等を推進すること。
- (3) 地域の実情や歩行者が関係する交通事故の実態を踏まえ、街頭における交通安全指導や保護・誘導活動を行うこと。特に、通学等時間帯等における幼児・児童等の保護活動を強化すること。
- (4) 小学校、幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの施設の所管行政機関、道路管理者及びおうち通学路交通アドバイザー等と一体となった通学路等の交通安全総点検を実施するなど、横断歩道等の交通安全施設の整備や維持管理を推進すること。
- (5) 道路管理者と連携しながら、「ゾーン30プラス」の整備を推進し、スムーズ横断歩道等の物理的デバイスの設置を促進するとともに、その効果について積極的に広報するなど、生活道路対策の更なる推進を図ること。

2 夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶

- (1) 日没時間が急激に早まる秋口以降は、薄暮時間帯等における交通死亡事故が増加すること、特に、日没後1時間の死者が多く、昼間と比較して歩行者が横断中に死亡する事故が多いことなどの特徴についての交通安全教育等を強化すること。
- (2) 自動車等の前照灯の早めの点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用等、上向き・下向きのこまめな切替えについて広報啓発を推進すること。
- (3) 歩行者が関係する交通事故の発生時間帯・発生場所を重点に歩行者の保護に資する交通指導取締りを推進するほか、可搬式速度違反自動取締装置を活用し

た取締りを実施するなど、通学路等における交通指導取締りを強化すること。

- (4) 飲酒運転の危険性や交通事故実態に関する積極的な広報啓発のほか、映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育等の効果的な取組を強化し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という飲酒運転を許さない環境づくりに取り組むこと。また、飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、関連情報の組織的な活用を図り、飲酒運転根絶に向けた効果的な取締りを推進すること。
- (5) 安全運転管理者の選任義務について、関係機関・団体と連携して広く周知し、義務履行の徹底を図ること。また、安全運転管理者には、その管理下の運転者に対する交通安全教育や運転者の運転前後に酒気帯びの有無を確認するなどの安全運転管理業務を行う義務があることから、これらが確実に履行されるよう事業者への指導を徹底すること。さらに、酒気帯びの有無の確認について、アルコール検知器を用いて行うことを勧奨すること。
- (6) 妨害運転の危険性や罰則のほか、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の重要性、妨害運転を受けた場合の対応要領、ドライブレコーダーの有効性についての広報啓発を推進するとともに、車間距離不保持等の重大な交通事故につながり得る違反に対する交通指導取締りを強化すること。
- (7) 原動機付自転車又は自動車に該当する電動キックボード等の利用者に対し、販売事業者等と連携した効果的な広報啓発を推進するとともに、飲酒運転、信号無視、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）、一時不停止等の危険性・迷惑性の高い違反行為に重点を置いた交通指導取締りを推進すること。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底

- (1) 自転車利用者に対し、自転車安全利用五則を活用するなどして、対象に応じた交通安全教育や広報啓発を実施すること。特に、自転車は「車両」であり、車道通行が原則であること、歩道は歩行者優先であり、歩道通行時は車道寄りを徐行することや歩行者の通行を妨げることとなる場合の一時停止義務等について指導を徹底すること。
- (2) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に指導啓発及び取締りを推進し、自転車利用者に対し、交通違反により交通死亡事故に至る危険性があることなど、加害者となる側面があることについて周知を図るとともに、違反行為に対する指導警告を的確に行い、悪質・危険な行為に対しては、積極的な検挙措置を講

ずること。

- (3) 薄暮時間帯等における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ること。
- (4) 自転車を用いた配達業務中の交通事故を防止するため、関係事業者等に対し交通事故発生状況等に関する情報を提供するとともに、実技を含む交通安全教室の開催等の交通安全対策を行うよう働き掛けること。また、街頭における自転車配達員に対する指導啓発や飲食店等を通じた配達員への交通ルール遵守の呼び掛け等の諸対策を推進すること。
- (5) 本年の改正道路交通法に基づき、全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課されること、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発を推進すること。
- (6) 幼児を自転車の幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の促進や幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発を推進すること。
- (7) 自転車に関連する具体的な交通事故事例を示し、損害賠償責任保険等の加入の必要性について理解させるよう努めること。また、関係団体と連携し、自転車の点検整備の重要性と実施要領について周知を図ること。

4 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県独自の重点）

- (1) 横断歩道等に歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道の直前で停止することが可能な速度で進行する義務があることや横断歩道における歩行者優先義務等について指導を徹底すること。あわせて、横断歩道に向かっている歩行者の横断の意思が明確でない場合であっても、横断の意思の有無を確認してから進行するよう指導するなど、歩行者保護意識の醸成を図ること。
- (2) 「横断歩道は歩行者優先」の原則を運転者・歩行者双方が互いに理解して横断歩道を利用する必要があることから、運転者に対しては、「横断歩道は歩行者優先」の原則を再認識させる効果的な啓発活動を関係機関・団体と連携し実施するとともに、その際、横断歩道標示に付随する「横断歩道又は自転車横断帯あり（略称：ダイヤモンド）」の標示位置やその意味について理解させること。
- (3) 道路管理者との合同点検のほか、警ら等の警察活動を通じて損傷、視認性の阻害又はその他の理由により効用が損なわれて、改善を要すると認められる横断歩道の標識標示や停止線、ダイヤモンドを発見又は認知したときは、交通規制課経由で報告すること。

- (4) 横断歩行者等妨害等に対する積極的な交通指導取締りを行うとともに、運転者に対し横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合の一時停止の必要性や横断歩道上での交通事故の重大性について理解を促し、交通ルールを再認識させること。
- (5) 歩行者に対しては、特に信号機のない横断歩道の利用時と道路横断時における安全確認の習慣付けを徹底させるため、関係機関・団体と連携し、特に交通弱者となり得る子どもや高齢者等を重点的に指導教育すること。
- その際、運転者に対し横断歩道を横断する意思表示を行うことが事故防止につながることを伝え、挙手をするなどの具体的な横断方法を指導して意識の向上に努めること。
- (6) 運転者・歩行者ともに、横断歩道付近での安全確認と互いの動静を注視すること、「横断歩道を渡る」「道を譲る」などの意思疎通を図ることなどの重要性を深く理解させるための街頭啓発活動等に努めること。